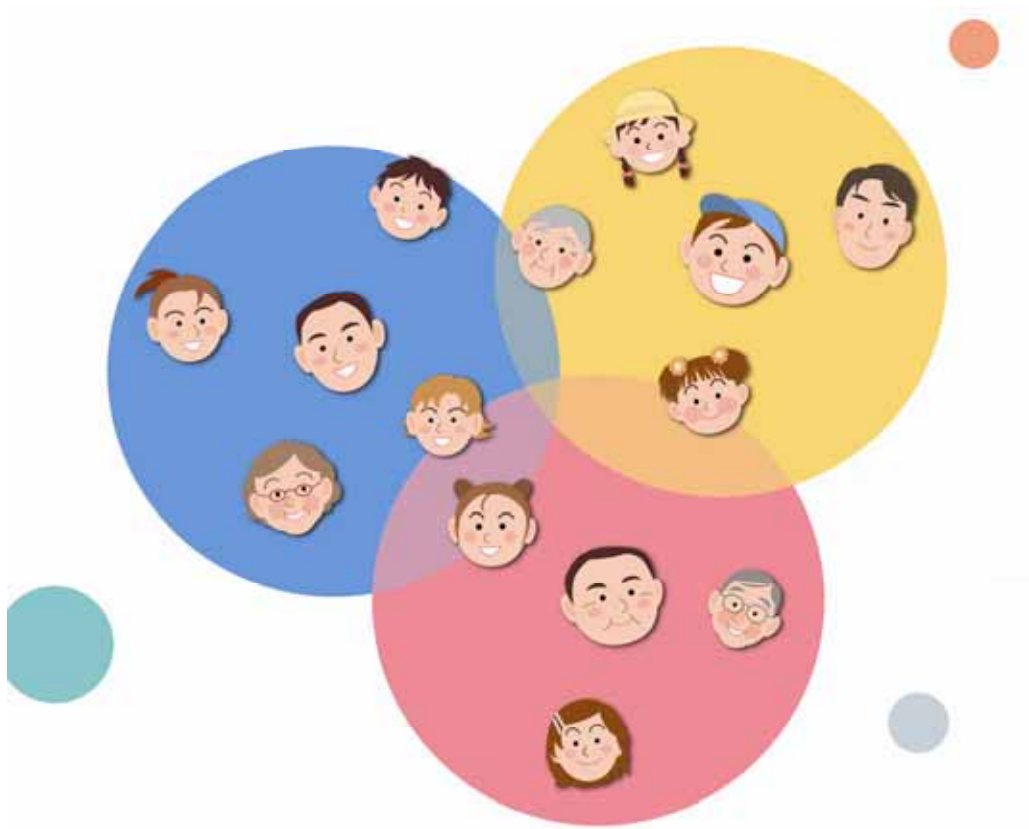


京都市学校評価ガイドライン【第3版】

自ら振り返り，互いに高め合う

子どもたちの学校生活をよりよいものに



平成21年6月
京都市教育委員会

はじめに

京都市では、全国に先駆けて学校評価の全校実施を行い、今日まで保護者・地域の方々や児童・生徒によるアンケート評価も含めた「学校評価システム」の構築に努めてきました。

この京都市独自の評価システムは、子どもたちをはじめ保護者や地域の方々一人一人の声を大切にするとともに、**学校と家庭・地域が足りないところを批判しあうのではなく、互いに高めあう双方向の信頼関係を築くことを目指す「京都方式」**として、多くの成果を収めてきました。

この間、教育委員会では、全校での評価結果の公表（平成16年度）、本市システムの検証を行う専門委員会の設置（平成18年度）、平成15年版の「学校評価システムガイドライン」の改定（19年4月）、さらには、全国初の学校評価を含む行政評価条例の施行（19年6月）など、評価活動を深化させてきたところです。

また、国においても、学校評価をめぐる法令の改正があり、学校の行う自己評価は公表も含めて義務化され、教育委員会への報告も同様とされ、自己評価結果を保護者、地域の方々など学校関係者が評価することも努力義務とされています。

こうした状況を踏まえ、学校評価を通じた教育内容の更なる充実に向け、このたび教育委員会では学校評価ガイドラインを改定いたしました。

改定のポイントは、3つあります。

一つ目は、**自己評価の充実**。アンケート分析を中心とした評価・公表から、これを踏まえて教職員が自校の取組の達成度を図り、課題を共有しながら確実に改善策に繋げること。

二つ目は、**学校関係者評価の充実**。平成13年度に全校配置となった学校評議員の方々や、設置率では全国の約3割を占める学校運営協議会の方々に「学校関係者」として評価活動に参加していただき、共に改善を進めていただくこと。

三つ目は、**設置者への報告**。年間の評価結果を統一の書式で報告していただくこと。

なお、アンケートについては、より効率化を図る観点から、調査設計や集計が簡単・迅速で、かつ分析結果から自校の課題や魅力が一目で分かる新しいシステムを開発・推奨しています。

もとより、学校評価は、評価することが目的ではなく、**子どもたちの学校生活をよりよいものにするために行う学校改革の営みに他なりません。教職員一人一人の気づきから生まれる日々の学校改善の集大成が評価結果として現れるのです。**本ガイドラインは、そうした視点で評価システムを再構築し、その浸透を図るものです。各学校においては、これを指針として、さらに創意工夫を凝らした学校評価に取り組んでいただき、**子どもたちの学びと育ち全体の評価システム**として定着させ、有効に活用されることを期待しています。

平成21年6月

京都市教育委員会指導部学校指導課

改定のポイント

- 1 学校評価の基となる「プラン（経営方針・計画等）」《P D C Aサイクルの「P」》は、「学校教育の重点」を踏まえて
どのような力を子どもたちにつけるかしっかり議論。
- 2 「プラン（経営方針・計画等）」は、学校関係者評価を担っていただく学校運営協議会や学校評議員の会等に示し、その後、地域・保護者等に公表を
学校運営協議会を設置済みの場合は同会の承認を。未設置の場合は、学校評議員を中心とした学校関係者の方々に事前にプランを提示し共有を。
- 3 従来の「学校評価年間計画」はプラン本体ではなく、評価のスケジュール。プラン（経営方針・計画等）本体の公表を忘れずに
公表は「学校だより」や学校のホームページで。学校のホームページにはトップページに学校評価のボタンを。
- 4 アンケートは評価ではなく、自己評価のための素材の一つ
評価の指標にはアンケートが適しているものや学校が持っている各種のデータなどがあります。いろいろ組み合わせて過度の負担にならないよう工夫して。
- 5 自己評価は教職員が自ら振り返り、自分の学校を評価すること
学校関係者評価は学校運営協議会や学校評議員の会等が学校の自己評価結果を改めて評価し、改善のための支援策をともに練っていただくこと
「学校運営協議会・学校評議員の会の方を対象としたアンケート」は必要があれば実施。学校関係者評価はアンケートではなく改善に向けた支援策を話し合っ。
- 6 評価結果の公表は迅速かつ分かりやすいものに
前期評価は点検重視、後期評価は次年度のプランへの改善重視で。
いずれもアンケートそのものが評価ではありません。公表は、学校評価表サンプルなどを利用して。
アンケート作成・分析は、「京都市版学校評価支援システム2009」の活用で迅速・簡便に。
- 7 教育委員会への報告は統一様式で
学校評価については、年1回学校の設置者である教育委員会に報告を。その際、統一様式の報告書を使用して。
- 8 教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が自らを振り返り、褒めるべきところは褒めることも評価です
学校の自己改善力を高めること、保護者・地域の改善支援力を高めることが子どもたちの学びと育ちをより高めることに繋がります。学校・家庭・地域の総和で教育の質の向上を。
- 9 教育委員会の支援
学校経営支援チームをはじめ、首席指導主事等が学校運営の改善に向けた助言・指導を行うほか、教育委員会各課が情報を共有し適宜必要な支援を講じます。

目 次

はじめに

改定のポイント

子どもたちの学校生活をよりよいものに 学校教育活動の充実・改善に向けた学校評価

1 充実期を迎えた学校評価	1
2 これまで、そしてこれから	3
3 さらなる深化を	6

地域・保護者とともに進めるよりよい学校づくり 当事者意識を高める京都方式

1 計 画 [Plan]	7
2 実 践 [Do]	7
3 点検・評価 [Check]	8
4 改 善 [Action]	8

学校を元気にする評価システム 運用上のポイント [実践事例を中心に]

1 学校教育目標の具体化	9
2 教職員の共通理解と計画的な評価	9
3 アンケート評価の実施	10
4 アンケート評価を踏まえた自己評価の実施	10
5 自己評価に対する学校関係者評価の実施	10
6 自己評価結果・学校関係者評価結果の公表	10
7 教育委員会への報告	11

資料編

・学校評価に関する法令・規則	15
・学校評価関係年表	16
・経営方針・計画サンプル	17
・年間計画サンプル	21
・学校評価アンケート項目例	22
・自己評価の基礎資料として活用できる指標例	23
・学校評価表サンプル・記入例	25
・統一報告書様式・記入例	27

おわりに

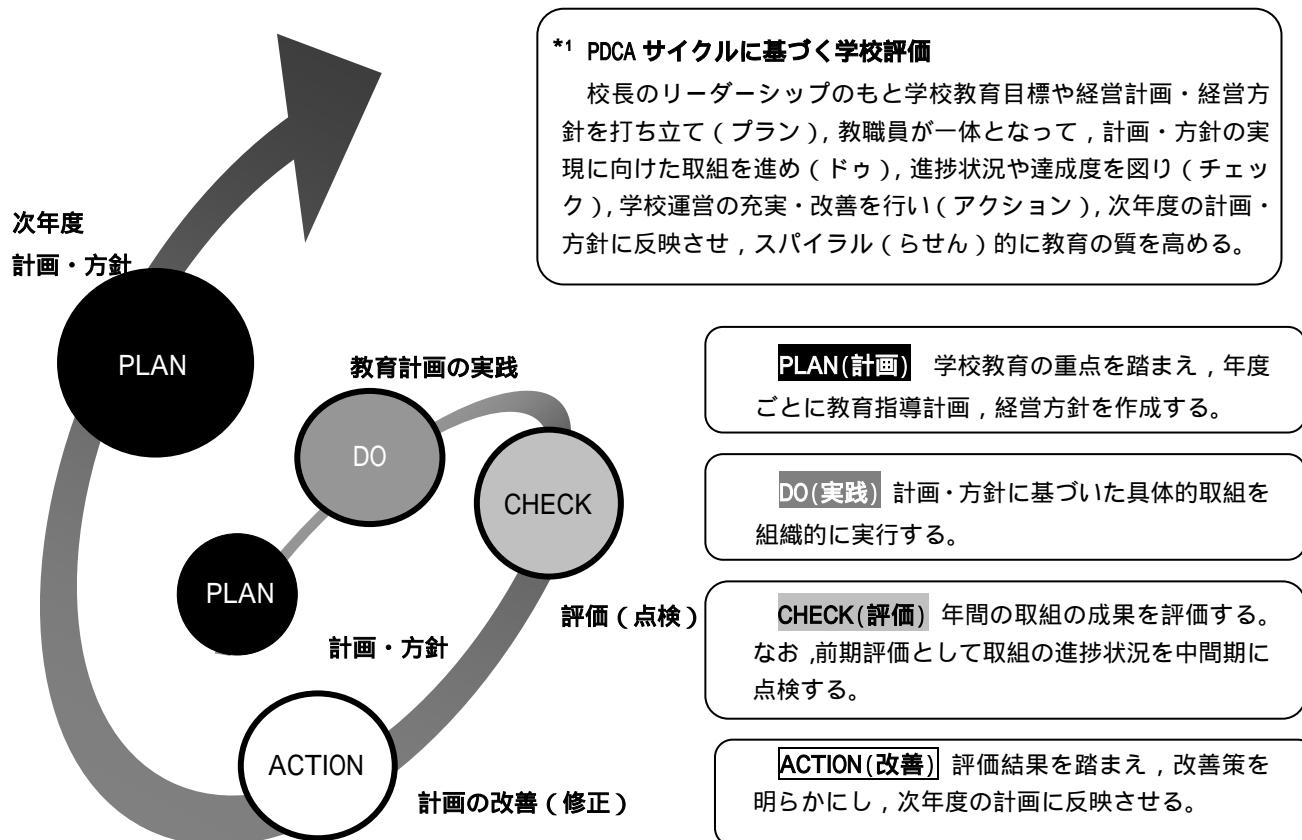
子どもたちの学校生活をよりよいものに

学校教育活動の充実・改善に向けた学校評価

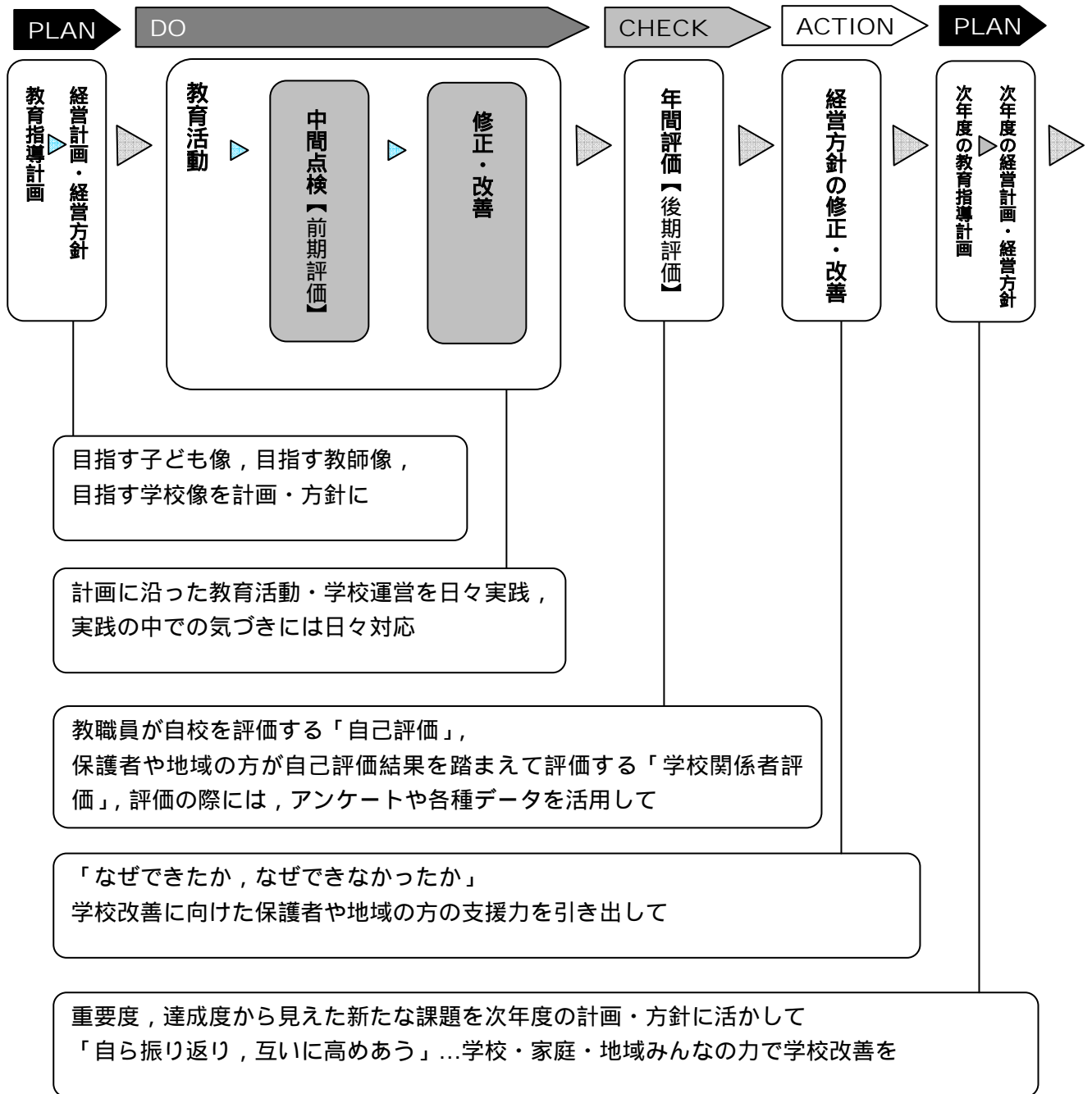
1 充実期を迎えた学校評価

学校評価は、子どもたちの学校生活をよりよいものにするためのツールです。

- 京都市では、平成 13 年度から学校評価の試行を行い、15 年度からは全校で外部評価を含む学校評価システムを実施してきました。
- 以来、PDCA サイクルに基づく学校評価*1は着実に浸透してきたところですが、全国初となる学校評価を含む行政評価条例*2の施行や学校教育法等の改正*3などにより、学校評価は、今、新たな充実期を迎えています。
- 京都市では、これを機に、より学校改善に結びつく評価システムの構築を目指して、現行の「学校評価システムガイドライン」を見直すこととしました。



学校評価は、公教育の信頼回復や学校の説明責任等を背景に、平成 10 年の中央教育審議会答申、12 年の教育改革国民会議報告等でその必要性が提起され、14 年には小学校設置基準等が改正され、**教員自らが自校を評価する自己評価**の実施と公表及び情報提供が努力義務として規定されました。



***2 行政評価条例**

正式には「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」。平成 19 年 6 月に施行した。政策評価や事務事業評価など 7 つの評価制度を対象にしており，学校の教育活動も条例の対象としたのは全国初。

***3 学校教育法等の改正**

平成 19 年 6 月，「学校教育法」，同年 12 月，「学校教育法施行規則」が改正され，自己評価の実施及び結果の公表の義務化が示された。また，自己評価結果を踏まえた学校関係者評価の実施及び結果の公表が努力義務化された。さらには，自己評価及び学校関係者評価を実施した場合は，その結果を教育委員会に報告するよう義務付けられた。

(法令の条文については資料編に収録)

2 これまで、そしてこれから

新しいガイドラインでは、学校の教育目標と目指す学校像・子ども像・教職員像などのビジョンをより明確にするとともに、効率的な課題発見型アンケートを推奨。より一層学校改善に役立つ「自己評価」及び「学校関係者評価」を提起します。

- 新しいガイドラインでは、各校の先進的な事例を集め、教育指導計画と連動したプランづくりや教員の負担を軽減するアンケート手法などを紹介しています。
- 評価のための評価とならないよう、**学校運営の組織的・継続的な改善**、**保護者・地域住民等の参画による学校づくり**、**教育水準の保証・向上**^{*4}を目指し、学校が、子どもたちが元気になる学校評価システムを構築・発信していきます。
- 学校が説明責任を果たし、地域ぐるみで学校教育活動をさらに充実・改善させるため、教職員と保護者・地域、さらには教育委員会が評価結果を共有し、評価結果を踏まえて、学校・家庭・地域の共汗と融合による**学校改善**、教育委員会による改善支援を充実していきます。
- 「開かれた学校づくり」を進めてきた京都市では、既に、全校に学校の「よきご意見番」であり「よき応援団」である**学校評議員**^{*5}若しくは**学校運営協議会委員**^{*6}がおられます。こうした方々に学校関係者評価を直接担っていただくことが肝要です。
- 学校評価の効果は子ども自身に現れるものです。創意工夫をこらし、学校運営の改善点を明らかにして、自助（自己改善力）、共助（地域力）、公助（委員会の支援）の精神で地域をあげた教育活動を目指しています。

*4学校評価の目的

[学校運営の組織的・継続的な改善]

学校として目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価することにより、組織的・継続的に学校運営を改善します。

[保護者・地域住民等の参画による学校づくり]

自己評価及び保護者など学校関係者評価の実施・公表により、学校としての説明責任を果たすとともに、保護者や地域の方々からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めます。

[教育水準の質の向上]

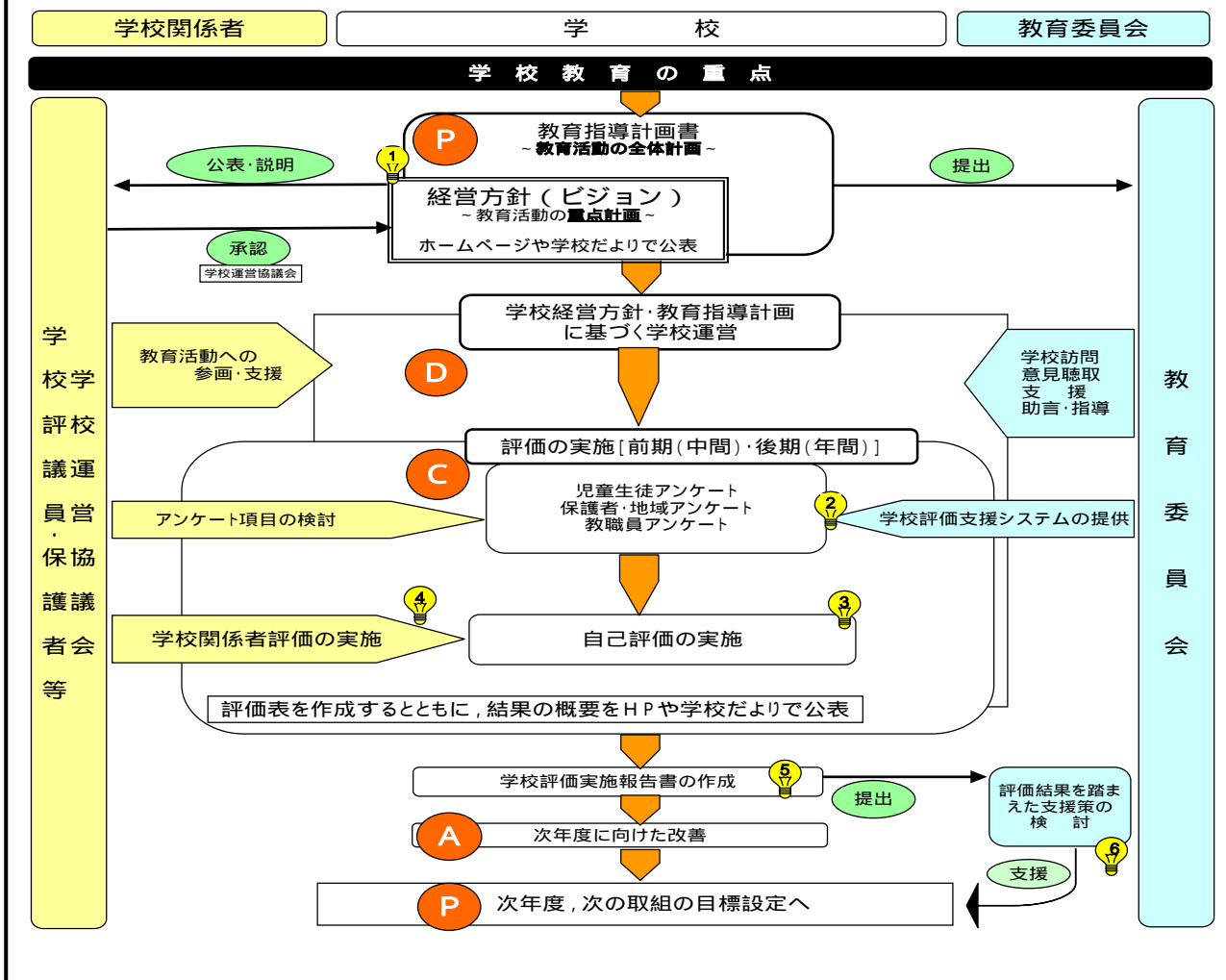
学校評価の結果を踏まえて、学校自らが学校運営の改善を図るとともに、教育委員会などが、学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保証・向上を図ります。

子どもたちが
よりよい学校生活を送れるよう
学校運営の改善と発展を目指します

平成 19 年の国の調査では、政令指定都市で、自己評価、外部評価を全校実施し、全校で公表している自治体は京都市だけでしたが、法整備により学校評価が義務付けられたことから、自己評価は今後全国で実施されることとなります。

学校評価の推進と学校運営の改善

学校は、自己評価を基本とし、学校関係者評価を活用して、組織的・継続的に学校改善を図っていきます。

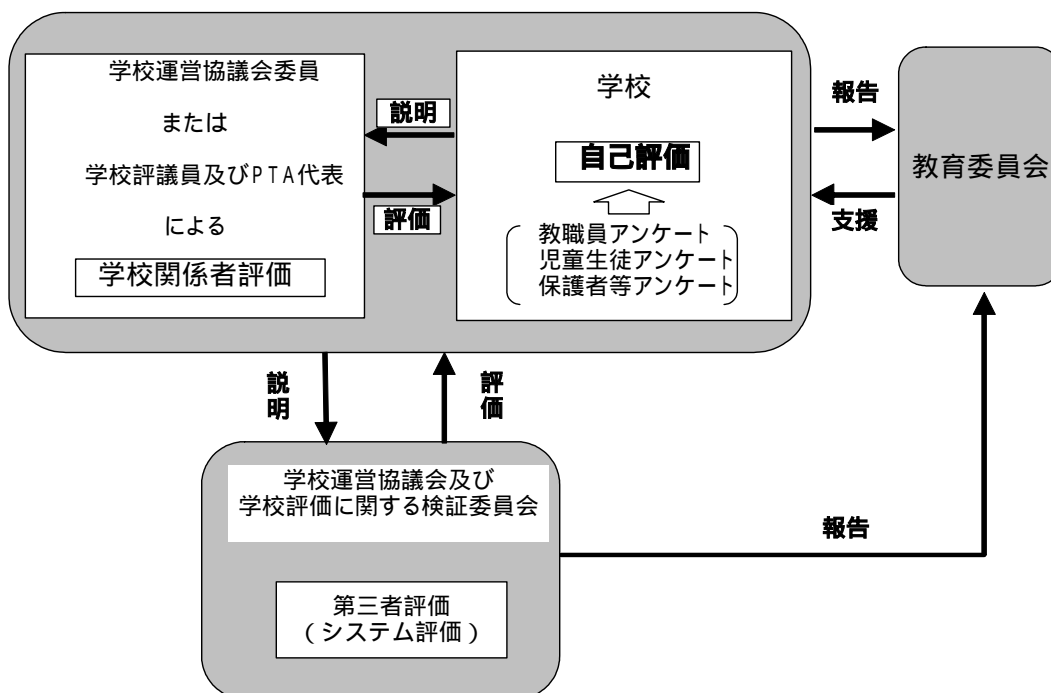


ポイント

- 1 学校は、教育活動の重点目標である経営方針を策定し、公表します。
- 2 保護者や地域の方による評価（これまでの「外部評価」）や児童生徒によるアンケート評価を、引き続き一人一人の貴重な声、評価として重視しながら、さらに学校が重点的に取り組むべき課題の発見につながるアンケート手法の導入を推奨します。
- 3 アンケートによる評価結果を参考にしながら、学校の組織としての自己評価を充実させ、その結果は、全教職員が共有し、課題の改善に向けた対策を講じます。
- 4 自己評価結果を、学校運営協議会（未設置の場合は学校評議員や保護者等からなる評価委員会）に示し、学校関係者評価をいただくとともに、地域ぐるみで課題解決に向けた改善策や支援策を協議します。
- 5 実施した自己評価・学校関係者評価の結果の概要を、所定の様式により教育委員会に報告していただくこととします。
- 6 教育委員会は、提出された報告書を共有し、学校に対する様々な支援の情報として活用します。また、「京都市学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」において学校評価システムの第三者評価^{*7}を行います。

- *5 **学校評議員** 校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。学校評議員は、校長の求めに応じて、意見を述べる。京都市では、全国に先駆けて、平成13年度に学校評議員を全校で委嘱した。
- *6 **学校運営協議会** 保護者や地域の方々が、一定の権限と責任のもとに学校運営に参画する制度。京都市の学校運営協議会は、様々な活動を行う企画推進委員会の設置などを盛り込み、学校の応援団でありよき御意見番となっている。
- *7 **第三者評価** 第三者評価とは、一般的に、その学校に直接かかわりを持たない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営について、専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行うものとされているが、国においてもまだ検討段階である。
京都市では、既に、第三者機関として「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」を設置しており、教職員による自己評価、保護者等学校の関係者による学校関係者評価が学校改善に向けたシステムとしてうまく機能しているかどうかを、実際に抽出校を訪問するなどして検証している。

<自己評価と学校関係者評価，第三者評価の関係イメージ図>



アンケートは適時実施
 アンケートを踏まえた自己評価は年2回(中間・年間)実施 } ホームページ, 学校だより等でその都度公表
 自己評価を踏まえた学校関係者評価を実施 }
 教育委員会へは年1回報告書(資料編参照)を提出
 第三者評価(システム評価)は年1回実施(希望校・抽出校を対象)

3 さらなる深化を

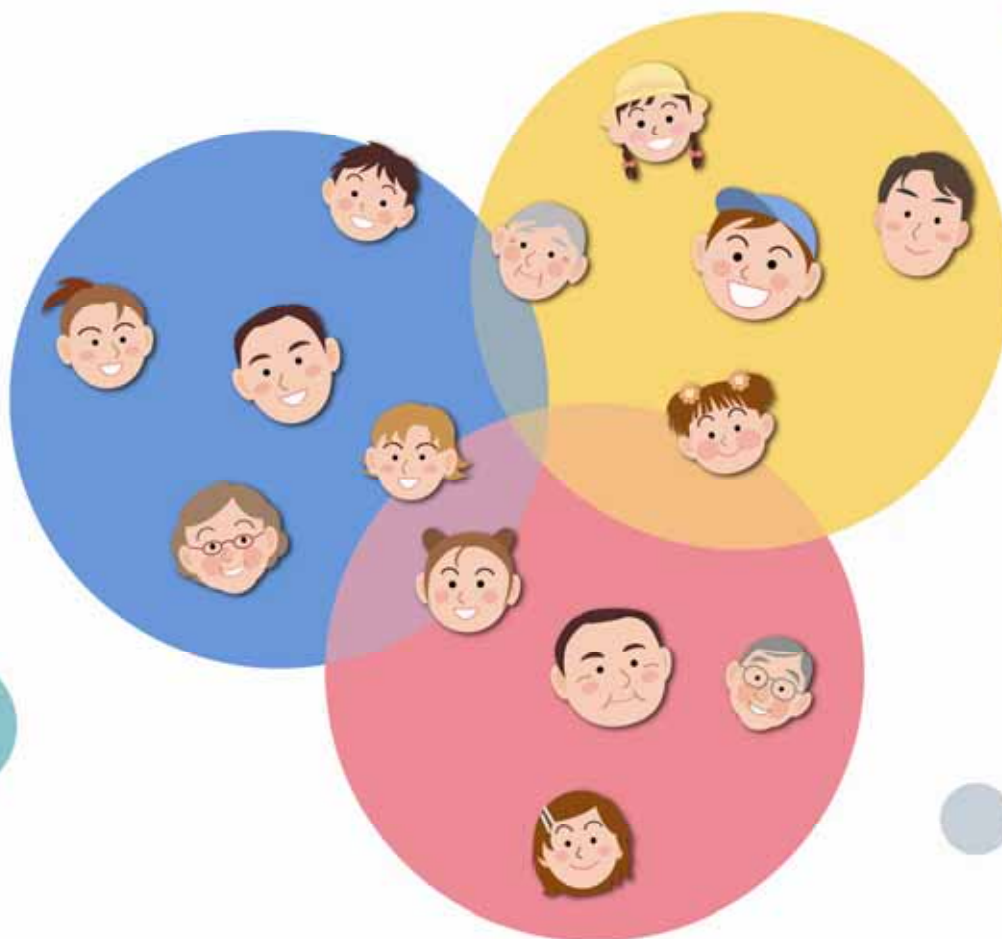
学校評価は学校の自律化と表裏一体のものです。

中・長期的な視野を備えた学校長の明確な経営方針のもと学校の自己改善力，地域の改善支援力の高揚を目指します。

- 学校評価は，学校への裁量権の拡大と学校が期待される使命を保護者等が確認し，共有できるシステムとして重要です。
- 確かなビジョンに基づいた学校運営の展開と学校評価のプロセスが不可欠です。
- 学校教育の質の保証には，教育内容の改革，教員の指導力の向上，学校運営と組織の改革の3側面の改革が不可欠です。

本市においては、これまでから、学力向上プランに基づき、学力定着調査やジョイントプログラム、学習確認プログラム等を活用して、学力向上に向けた教育内容の改革を進め、また、教職員評価システムにより、教員の資質向上を含めた教員の指導力の改革を進めています。そして、学校運営と組織の改革に向けて行うのが、このガイドラインで示している学校評価システムです。

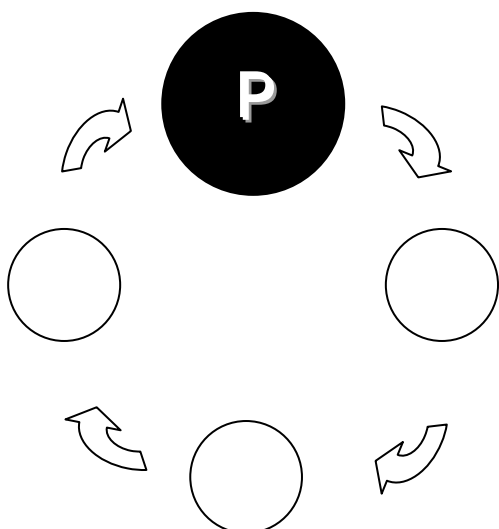
これらのシステムを有効に活用し，学校改善に活かしていく必要があります。



地域・保護者とともに進めるよりよい学校づくり

当事者意識を高める京都方式

- 1 計画【PLAN】 願いをこめて
具体的到達点を見据えていますか



教職員の共通理解
積極的な情報提供

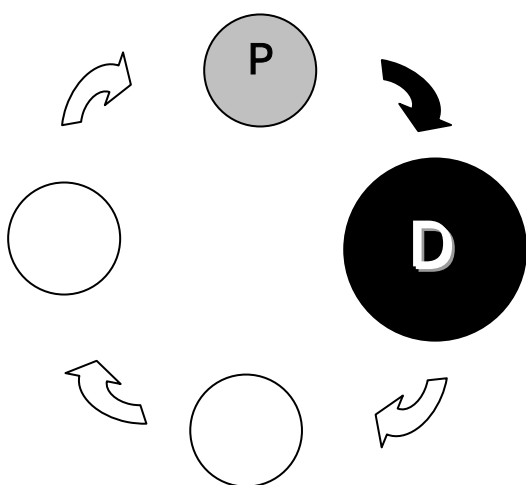
チェックポイント

具体的な到達点を視野に入れ、過年度分析を踏まえたプランの作成を。

学校教育の重点、各校の教育指導計画・学校経営方針を踏まえ、目標達成のための具体的取組の検討を。

学校評議員、学校運営協議会委員に計画を提示し、情報と課題の共有を。

- 2 実践【DO】 力を合わせて
日々の改善を進めていますか



特色ある取組
開かれた学校づくり

チェックポイント

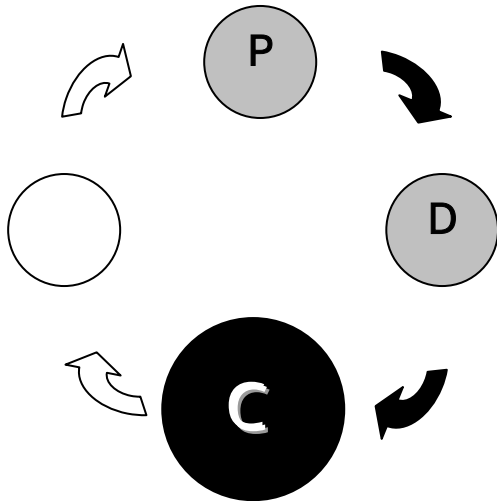
学校経営方針（取組計画）を公表し、保護者や地域の方と情報・課題の共有を図りながら当事者として行動の共有へと高める工夫を。

保護者や地域の方の参画を得ながら、取組計画に沿った教育活動の展開を。

取組の状況は学校だよりやホームページなどを通じて、常に積極的に情報提供を。

3 点検・評価【CHECK】 振り返り
良かった点と改善点の両面で評価

自ら振り返り、互いに高め合う



チェックポイント

授業参観などでは、学校を見ていただく際の視点の明確化を。

効果的な機会をとらえ、教職員、保護者・地域の方、児童生徒に対するアンケートを実施し、自己評価の素材に。年間計画の進捗度・達成度を中間期に振り返り、自己点検を。

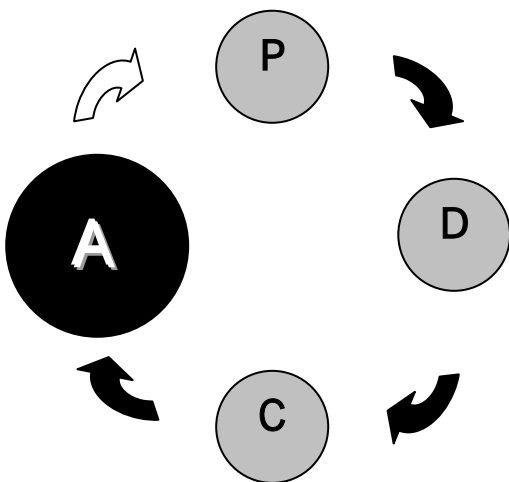
当事者として自らを振り返る項目、互いの意識のずれを見る項目など多面的な評価を。

アンケート結果を大切にしながら、各種データとともに分析・考察し、成果と課題、改善策を明確にした簡潔な自己評価を。

自己評価結果のまとめをもとに学校関係者評価の実施を。

4 改善【ACTION】 - 高め合い
学校・家庭・地域が持てる力を出し合って次年度の取組に

実践の見直しと充実



チェックポイント

学校関係者評価は行動の共有へ繋がるのが大事。改善策、支援策の意見交換を。

評価結果と改善策は必ず公表し、保護者等に説明を。

学校評価実施報告書を作成し、教育委員会に提出を。

改善策を踏まえた次年度の学校教育目標、経営計画・経営方針に。

学校の自己改善力、地域の教育力・改善支援力を高める学校評価に。

学校を元気にする評価システム

運用上のポイント [実践事例を中心に]

1 学校教育目標の具体化

目標の具体化と共有を

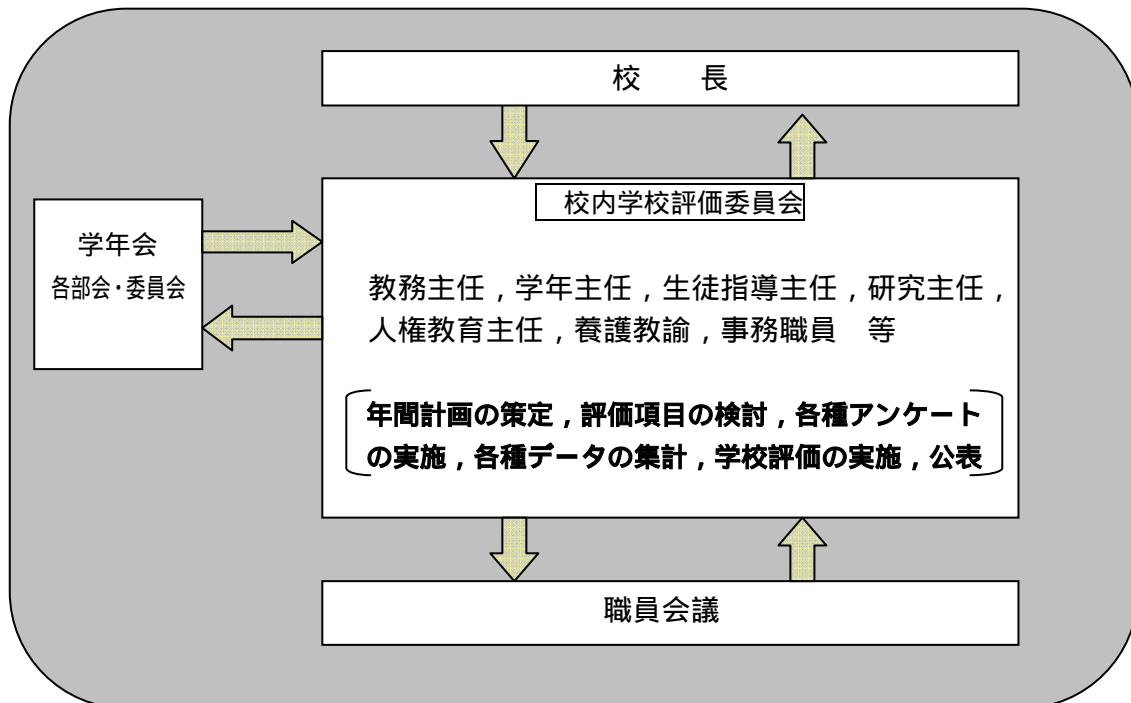
前年度の成果と課題を踏まえて、学校教育目標、目指す子ども像、目指す教職員像を具体化する。実現に向けた具体的な取組を教育指導計画に示し、教職員の共通理解を図る。学校経営方針等（資料編参照）を学校だよりやホームページで公表し、学校が取り組むべき内容を発信する。

2 教職員の共通理解と計画的な評価

教職員一人一人が評価の視点を持つ

校内学校評価委員会を組織し、何のために、いつ、誰が、何を、どのように評価するかを共通理解する。

【校内体制の例】



学校経営方針とともに、教育指導計画作成時に提出する年間の評価計画（資料編参照）の内容、アンケート項目等を学校だよりやホームページで年度当初に公表する。

3 アンケート評価の実施

仮説を持ったアンケートの実施を

アンケート項目はできるだけ精選する。

日常の学校運営や子どもたちの様子から、検証したい事項について、仮説を立て、項目を検討する。

保護者や地域の方のアンケートは、一人一人の貴重な声、評価として尊重する。

学校評価支援システム*⁸を積極的に活用し、アンケート集計や分析の省力化を図るとともに、重要度、実現度のクロスによる課題・魅力発見型のアンケート*⁹手法を積極的に活用し、分析の視点を増やす。

教職員、保護者・地域の方、児童生徒の意識のずれを点検・確認する項目を工夫する。

評価基準や評価の視点をできるだけ具体的に提示する。

アンケート評価を相互の振り返りの機会として生かす。

4 アンケート評価を踏まえた自己評価の実施

目標達成度を教職員が評価

アンケート評価結果等をもとに、教職員が取組の達成度を評価し、改善策を明確にする。

教職員によるアンケートの集計や各種データを用いて「自己評価」を行う。

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」に関する内容は、必ず評価項目に含める。

自己評価は、全教職員が結果を共有する。

自己評価の結果は、学校評価表（資料編参照）を作成し、公表する。

5 自己評価に対する学校関係者評価の実施

自己評価の結果を客観的に評価

学校運営協議会又は学校評議員が委員会を組織して行う評価を「学校関係者評価」とする。

自己評価の結果を学校運営協議会又は学校評議員等に示し、評価を得るとともに、課題の改善策、地域や保護者の支援策等を協議する。

【注意！】 学校運営協議会委員や学校評議員を対象としたアンケートによる評価が「**学校関係者評価**」ではありません。

学校関係者評価の評価者としての意識を高め、視点を明らかにするために、学校運営協議会や学校評議員を対象とした研修会等を開催する。

6 自己評価結果・学校関係者評価結果の公表

結果を公表し、改善に向けた行動を共有

自己評価、学校関係者評価の結果は、学校だよりやホームページ上で公表する。

結果だけでなく、取組の成果、課題に対する改善策を示し、改善に向けて保護者や地域の方の行動が得られるよう公表内容を工夫する。

ホームページでの公表にあたっては、トップページに「学校評価」のボタン^{*10}を設ける。
アンケート結果だけの公表ではなく、要点をまとめた学校評価表の公表を。

7 教育委員会への報告

評価結果を教育委員会が活用

学校評価実施報告書（資料編参照）を、年度末に教育委員会へ報告する。
報告書については個人情報に配慮した上で、年間の評価結果として公表してもかまわない。
教育委員会は、各校の学校評価実施状況を把握し、学校支援に向けた資料として活用する。

学校評価システムにあたっての教育委員会の支援

学校経営支援チームの首席指導主事等による学校訪問，指導・助言

「学校運営協議会及び学校評価に関する評価検証委員会」による学校訪問を通じた指導・助言

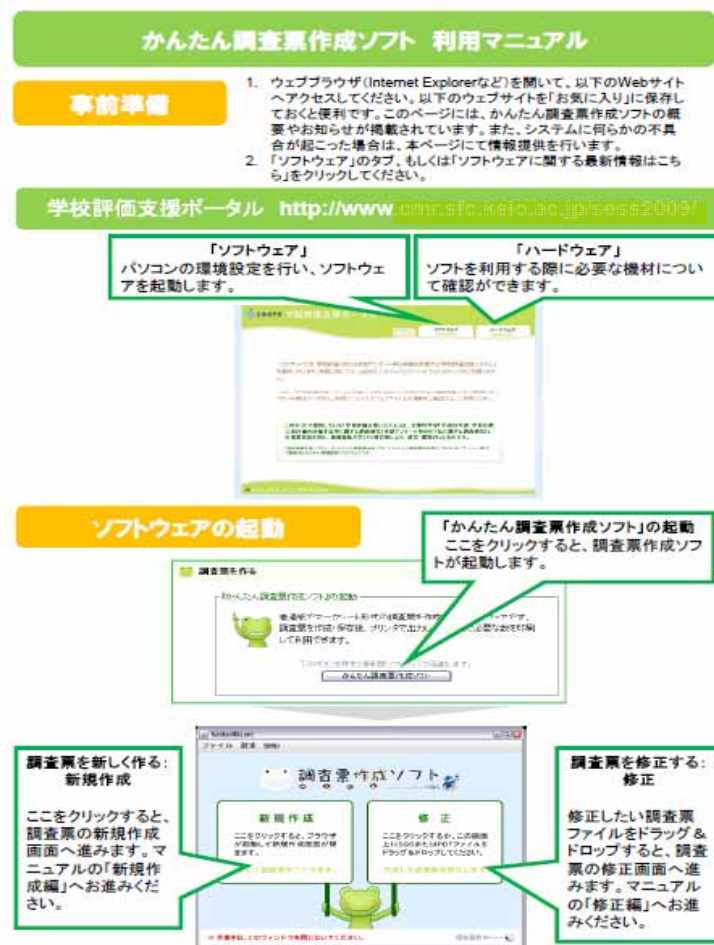
学校の評価担当者，学校関係者評価の当事者に対する研修，情報提供

学校評価研究校の指定と実践事例の収集・発信

研究指定を行う際に、各校の学校評価結果を参照

*8 「学校評価支援システム」イメージ かんたん調査票作成

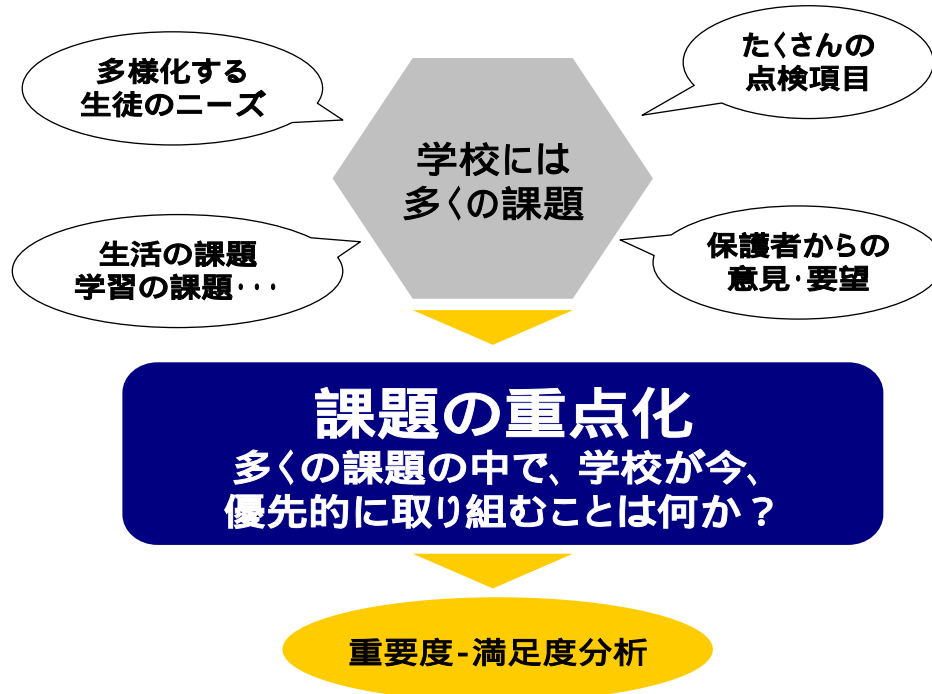
「京都市版学校評価支援システム操作マニュアル」（別途配布）に収録



*9 「学校評価支援システム」イメージ 課題・魅力発見型アンケート

- 「京都市版学校評価支援システム操作マニュアル」(別途配布)に収録 -

○考え方



○ポイント

重要度 - 満足度調査のポイント

重要度 - 満足度調査は、いま特に注目すべきものを見つけ出す「課題発見」のために行う調査である。

「課題発見型」の調査であること

- 設計当初は「網羅性」が重要
- 課題の所在の「あたりをつける」ことに主眼を置く

「重要度(大切さ、重視度)」と「満足度(or 実現度)」を同時に聞くこと

- いま特に注目すべきもの = 重要だが、満足(or実現)していないもの
- 満足度に隷属するわけではない
- 定期的に調査することで調査対象の先行指標とする

分析結果

質問文	▲重要度▼	▲実現度▼	▲ニーズ度▼
子どもが適切な言葉づかいをすること	6.6	3.9	27.1
子どもが丈夫な体をつくらうとすること	6.6	4.4	23.8
子どもが学校の決まりや約束を守って生活すること	6.7	4.6	22.9
子どもが他人を思いやり、親切にすること	6.9	4.7	22.5
子どもが楽しく学校に通っていること	6.9	5.3	18.4
子どもが将来の夢や希望について考えること	6.3	4.1	24.5
子どもが家庭で習慣的な手伝いなどの役割を持つこと	6.3	3.8	26.2
子どもが部活動・クラブ活動で積極的に活動すること	5.9	5.1	17.4
学校が、心めのない学校づくりに取り組んでいること	6.9	5.3	18.4
学校が、人権を大切にした教育活動を行うこと	6.9	5.6	16.7
学校の教育方針が保護者に伝わっていること	6.5	4.8	20.7
学校だより、学校ホームページで、学校の日常の様子が保護者に伝わること	6.1	5.2	17.1

ニーズ度で色がついている項目については、重要度が高く、実現度が低い項目。この項目を年間の重点課題に位置付けることなどにより、回答に表れた願いを学校の取組に反映させられる。

自校の魅力

調査項目ごとに、重要度と実現度を軸とした分布表が作成される。

分布

高 ↑ 実現度 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> 学校だより、学校ホームページで、学校の日常の様子が保護者に伝わること 保護者が学校行事(授業参観・懇親会など)に参加すること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが学校行事への参加が意欲的であること 	<ul style="list-style-type: none"> 教師が子どもの学力や努力を適切に評価していること 子どもが楽しく学校に通っていること 学校が、心めのない学校づくりに取り組んでいること 学校が、人権を大切にした教育活動を行うこと 	
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが部活動・クラブ活動で積極的に活動すること 保護者・教職員が、地域行事に参加すること 	<ul style="list-style-type: none"> PTA活動が活発に行われること 保護者が学校行事(授業参観・懇親会など)に参加すること 家庭や地域と連携して交通安全指導や通学路の点検・パトロールをすること 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育方針が保護者に伝わっていること 交通・火災・地震・不審者対策などの安全教育を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが毎日朝食をとること 子どもが授業の中で満足感や達成感を持っていること 子どもに教科等の基礎的な学力が身に付いていること
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが地域行事へ参加すること 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもが学校の決まりや約束を守って生活すること 子どもが丈夫な体をつくらうとすること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが他人を思いやり、親切にすること 学習効果を上げるため、教師が指導法の改善をすること
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに読書の習慣が身に付いていること 子どもが将来の夢や希望について考えること 子どもが家庭で習慣的な手伝いなどの役割を持つこと 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもが適切な言葉づかいをすること 子どもの家庭学習が習慣化していること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが適切な睡眠時間をとること 子どもがすすんであいさつをすること
	低←重要度→高			

自校の課題

(注) 事務系パソコンで学校評価支援システムを利用するには、光京都ネットイントラネットのページの「5 ダウンロード」にあるCookieを許可するスクリプトにある「学校評価支援システム(Cookieを許可するスクリプト)」をインストールする必要があります。

*10 ホームページのトップページへのボタン設定



トップページの「配布文書用カテゴリ」に「学校評価」を必ず設けてください。

「カテゴリ」の追加の方法については、情報化推進総合センター配布の操作テキスト「スクールWEBアシスト」を確認してください。

(注)「カテゴリ」の追加は、「学校管理者」のみ行うことができます。

学校評価に関する法令・規則

学校教育法第42条～第43条，学校教育法施行規則第66条～68条は，中学校，高等学校，総合支援学校，幼稚園にも準用されます。

学校教育法（平成19年6月一部改正）

第42条〔学校運営評価〕

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条〔学校運営情報提供義務〕

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

学校教育法施行規則（平成19年12月一部改正）

第66条〔学校運営自己評価と結果公表義務〕

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条〔保護者等による学校評価〕

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条〔学校評価結果報告義務〕

小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（平成19年6月施行）

（特定分野の評価）

第9条 次の各号に掲げる実施機関は、当該各号に掲げる市政の特定の分野に関する行政評価を当該行政評価の対象の特性に応じ実施するものとする。

市長及び別に定める実施機関 別に定める公共事業

交通局長 交通事業

上下水道局長 上下水道事業

教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。） 別に定める学校の教育活動

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則（平成19年6月施行）

（学校の教育活動の評価）

第5条 条例第9条第4号に規定する別に定める学校の教育活動は、次に掲げるものとする。

教育課程の編成及び実践

学校が家庭、地域等と連携して行う活動

その他教育委員会が定めるもの

学校評価関係年表

年 月	内 容
昭和 26 年	学校評価文部省試案 「...学校評価は学校批判ではなく、学校と地域の知力を双方向的に受け止め、その学校の教育を改善するためという一点に両者の気持ちが結集して信頼と友愛に満ちた立場で学校評価を発展的、建設的に活用する...」
平成 10 年 9 月	中教審答申『今後の地方教育行政のあり方について』 「...各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること...」
平成 12 年 12 月	教育改革国民会議報告『教育を変える 17 の提案』 「...地域で育つ、地域を育てる学校づくりを進める。単一の価値や評価基準による序列社会ではなく、多様な価値が可能、自発性を互いに支えあう社会と学校を目指す...」「...各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価を評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる...」
平成 12 年 12 月	教育課程審議会答申『児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価のあり方について』 「...各学校が、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、それに基づき、学校の教育課程や指導計画、指導方法等について絶えず見直しを行い改善を図ることは、学校の責務である...」 「...自己点検・自己評価の公表については、地域や学校の実情に応じて、各教育委員会等においてそのあり方を検討することが望ましい。また、公表に当たっては、序列化などの問題が生じないように、十分留意する必要がある...」
平成 13 年 8 月	京都市新世紀教育改革推進プロジェクト「学校評価部会」発足（～平成 15 年 2 月）
平成 13 年 9 月	京都市学校評価実践研究協力校 7 校を指定
平成 14 年 2 月	中教審答申『今後の教員免許制度のあり方について』 「...学校と学校外との双方向のコミュニケーションの成立を確実にするため、学校の自己点検・自己評価の実施とその結果を保護者や地域住民等に公表する学校評価システムを早期に確立することを提言する...」
平成 14 年 3 月	小・中学校設置基準 （自己評価の実施と結果の公表が努力義務化。保護者等に対する情報提供を積極的に行うよう規定）
平成 14 年度	京都市では学校評価を全校種 40 校で実施 地域教育専門主事室「今求められる学校づくりのために」（実践事例集・ガイドライン）発行
平成 15 年度	京都市において学校評価全校実施
平成 16 年度	京都市立学校全校で評価結果を公表
平成 17 年 6 月	閣議決定『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005』 （義務教育における外部評価の実施と結果の公表のためのガイドライン策定が掲げられる）
平成 17 年 6 月	中央教育審議会答申『新しい時代の義務教育を創造する』 （大綱的な学校評価ガイドラインの策定が必要と提起）
平成 17 年 10 月	中教審答申『義務教育の構造改革』 「...教育の結果の検証を国の責任で行う。具体的施策として全国学力調査と学校評価システムをあげた...「教育の質的向上に寄与する学校評価」という新たな捉え方」
平成 18 年度	児童・生徒によるアンケート評価を全校実施
平成 18 年 3 月	文部科学大臣決定『義務教育諸学校における学校評価ガイドライン』 （京都市などの事例を基に国の学校評価ガイドライン発表）
平成 18 年 12 月	「規制改革・民間開放推進に関する第 3 次答申」 （学校教育制度の評価確立が求められる）
平成 18 年 12 月	京都市「学校評価専門部会」設置
平成 18 年 12 月	教育基本法改正
平成 19 年度	京都市立学校全校で、評価結果をホームページで公開
平成 19 年 1 月	教育再生会議第 1 次報告『社会総がかりで教育再生を』 （保護者等による実効ある外部評価の導入とその結果の公表について提言）
平成 19 年 3 月	初等中等教育局長通知「...学校評価制度等に係る運用上の工夫等について」 （個人情報に配慮した上でホームページ等で評価結果を公表するよう促している）
平成 19 年 3 月	京都市教育委員会「学校評価実践協力校の実践報告集」発行
平成 19 年 3 月	中教審答申『教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について』 「...情報提供に関する学校の責務の明確化は、公の性質を有する学校が、自らの説明責任を果たすためにも重要...」
平成 19 年 3 月	文部科学省通知 「...個人情報に配慮した上で、評価結果をホームページ等で公表することを推進する...」
平成 19 年 4 月	「京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則」「京都市立高等学校の管理運営に関する規則」「京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則」改正（学校評価を規則にも明記）
平成 19 年 6 月	「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」制定（学校教育活動についても条例の対象とした。全国初）
平成 19 年 6 月 平成 19 年 12 月	「学校教育法一部改正（平成 19 年 6 月）」、「学校教育法施行規則一部改正（平成 19 年 12 月）」 （学校評価を生かした学校改善及び教育水準の向上、保護者・地域住民等への教育活動や学校運営に関する情報の積極的な公開の規定を盛り込む）
平成 19 年 12 月	京都市「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」発足

教育目標とめざす子ども像

1 学校教育目標

「一人一人に、自立と社会参加の基礎となる生きる力を育成し、
みんなとともに、自分らしく生きる子どもの姿を実現する。」

2 めざす子ども像

生き生きと生活する子ども

自分から(主体性),自分で(自立),自分らしく(自己の確立),みんなとともに(社会性・協同性),生活する子ども

3 指導の重点(中期的目標)

「人間力の向上をめざし、生活における基礎的な課題解決力及び言語力の育成を図る。」

4 平成 年度 全児童生徒の基礎目標

「自分から、自分らしく、周囲の人に挨拶する子ども」

学校経営方針

学校経営の基本 … 「地域にねざした総合支援学校の文化と伝統の創造」

1 めざす学校像

ノーマライゼーションの具現化に向けて、総合育成支援教育をリードする学校	…	生涯にわたる支援
地域とともに歩む学校	…	地域の教育資源
高い専門性を持ち、市民・保護者に信頼される学校	…	専門性
子どもが安心して「生きる力」を育む、安全で楽しい学校	…	学習、安全
鋭い人権感覚に基づき、一人一人の子どもが大切にされる学校	…	人権文化
組織的運営と効率的経営に取り組む学校	…	経営効率

2 学校経営の視点

学校長を中心とし、総務・指導・支援の3部体制を基盤として、経営会議を核とした効率的な組織の構築と経営の充実を図る。

教職員一人一人が組織の一員としての自覚を持ち、ポジションワークと報告・連絡・相談の徹底を図る。

学校の専門性向上と人材育成に向けた学校経営を図る。

個別の包括支援プラン運用システムの充実とそれに基づく教育課程の実施・評価・改善を図る。

相談・支援センターの充実(校内・外の支援,生涯にわたる支援の充実)を図る。

防災等安全対策(地域連携を含む)の充実を図る。

3 中期的課題と方策

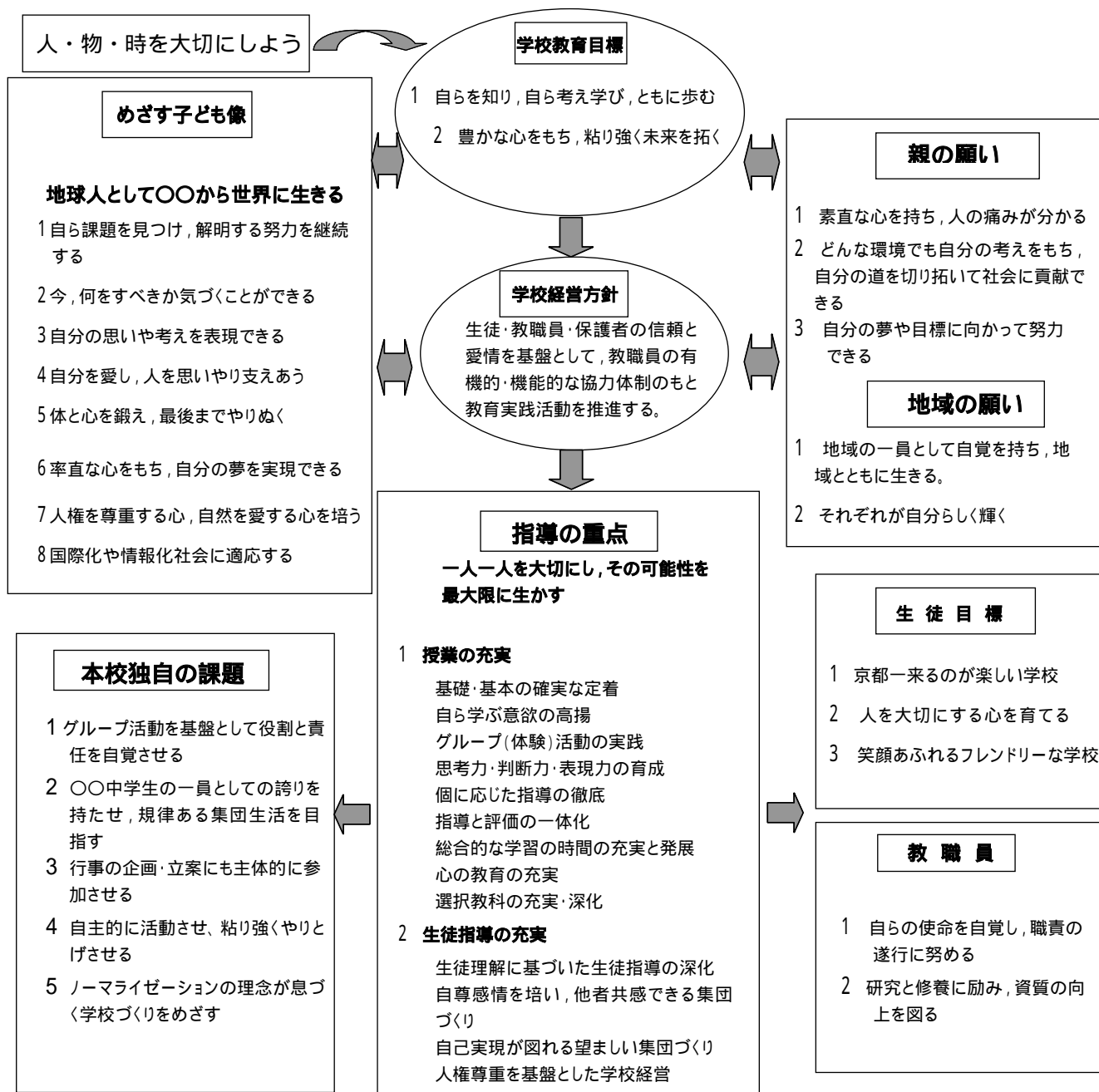
個別の包括支援プランとその運用システムの充実に基づく教育課程の実施・改善

総務・指導・支援の3部体制による学校経営の充実と地域ぐるみの学校づくり

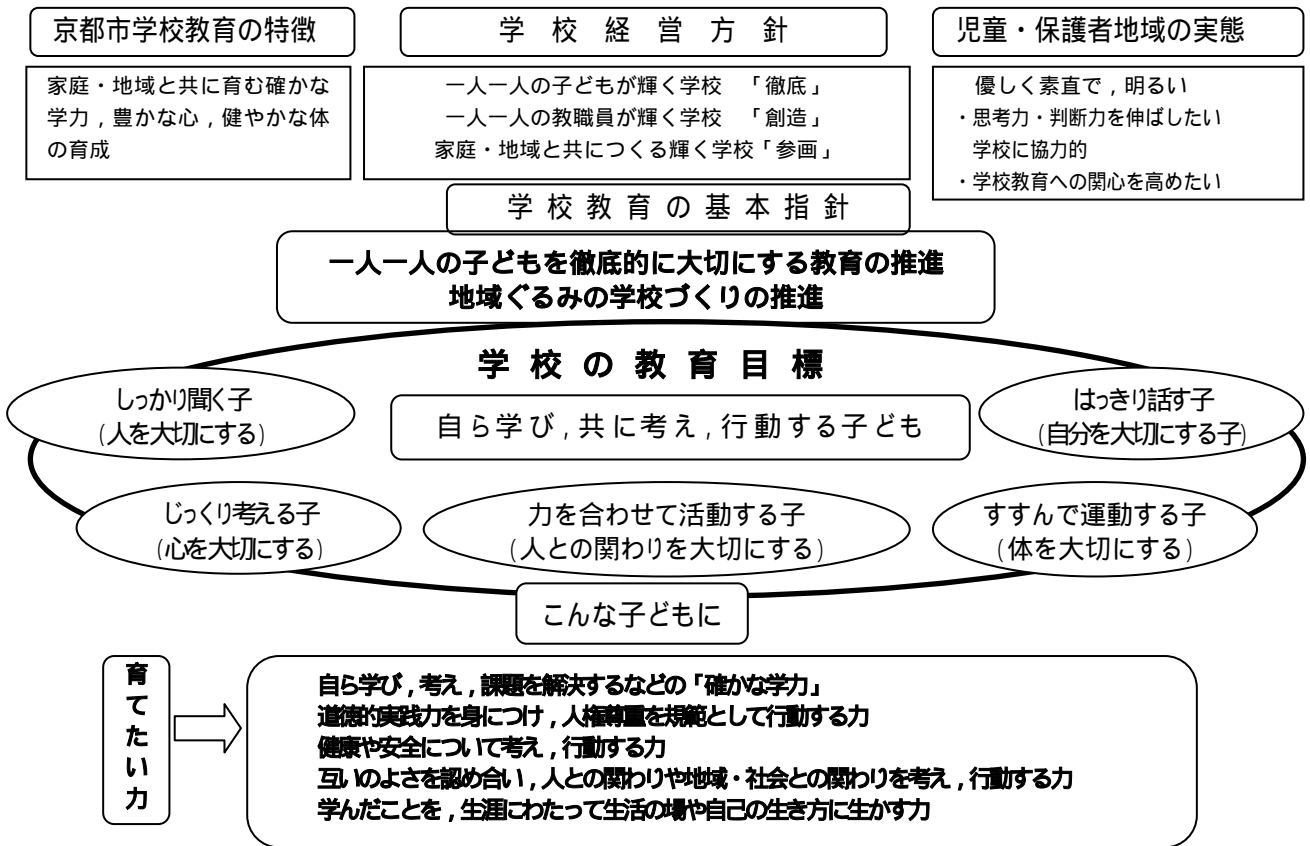
人・もの・環境にやさしい学校づくりを進める

相談・支援センターの充実を図り、保護者や地域から信頼される学校づくりを進める

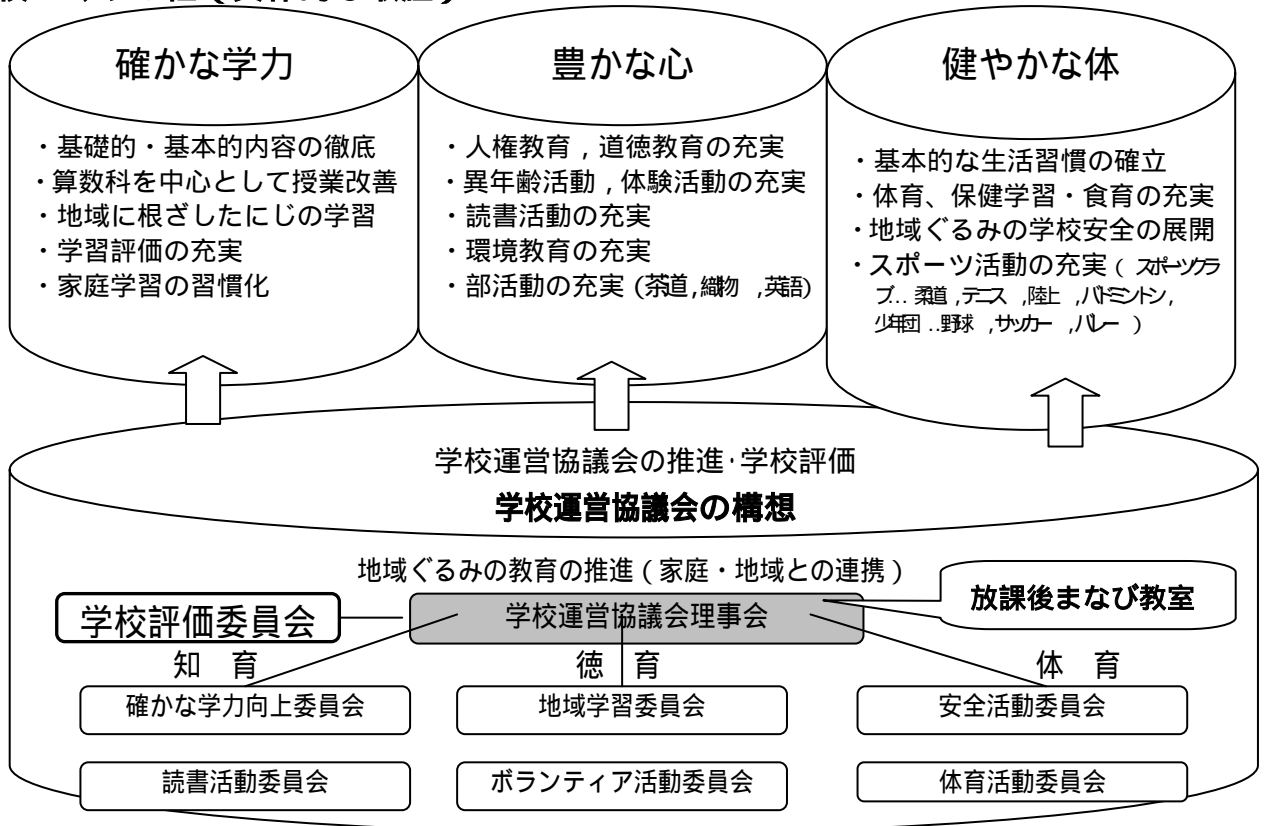
学校・教育構想図



平成 年度 学校学校経営の基本構想図



学校づくりの柱（具体的な取組）



平成 年度 京都市立 学校 学校経営計画

学校教育目標：自分の思いを持ち，学びあい高めあう子の育成

めざす学校像

一人一人の子どもを徹底的に大切にす学校
子どもに「学力」と「生きる力」をつける学校
保護者・地域・関係機関と連携・協働する学校

めざす教職員像

子どもの幸福を願い，愛情をもってかかわる教職員
自己の職能を伸ばすために研鑽を重ね，互いに切磋琢磨する教職員
家庭・地域と連携・協働する教職員

めざす子ども像

自ら進んで学ぶ子（考える子） 進んで学習する子 人の話をよく聞き，自分の思いを表現できる子 読書に取り組む子
自分も友達も大切にす子（やさしい子）
挨拶ができる子 友達を思いやり，仲良く遊ぶ子 「もの」（自分のもの，学校のもの，生命あるもの）を大切にす子 きまりを守って行動する子
豊かな心で働く，たくましい子（がんばる子）
めあてや目標をもってがんばる子 自分自身のことや自分の役割をきちんとできる子 粘り強く最後までがんばる子

20

個が生きる学校	活力のある学校	特色ある 校の取組
<p>一人一人の子どもを徹底的に大切にす教育活動を展開する。</p> <p>人権尊重の精神の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての教育活動の中で，子どもの人権が護られるとともに，人権を大切にす子ども，自分の人権が護れる子どもを育てる。 学習指導の充実 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。 学力向上プロジェクトの推進（別紙） 個を大切にすよりよい集団の育成 集団の中で，個性を伸ばし，成就感を味わわせる特別活動の充実を図る。 生徒指導の取組の充実 児童の様子をよく観察し，問題行動・いじめ・不登校への初期対応に努める。 特別支援教育の推進 校内委員会を中心とした校内体制で，個の課題に応じた支援を充実す。 個別の指導計画を作成し，個の特質に応じた教育を進める。 健康教育の充実 望ましい生活習慣の定着のために家庭との連携を強める。 「はや寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の大切さを理解させる取組。 「心の教育」の充実 道徳教育の充実（授業時間の確保） ・集団の中で規範意識を育む。 生き方探求教育の取組（キャリア教育） 年間計画の作成 子どもの発達段階を踏まえながら，勤労観・職業観を養う。 自然体験・社会体験・ボランティア活動などの充実。 5年生「スチューデントシティ」の取組。 	<p>教職員が，教育公務員・専門職としての自覚と力量を高め，子どもの意欲や能力，個性を引き出す教育の創造をめざす。</p> <p>研究・研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部会の研究・研修の充実を図り，新しい教育課題についても研修を深める。 校内研究の推進。平成〇年度自主研究発表会の開催 指導体制の工夫改善と指導力の向上 授業改善のための指導体制の工夫改善を図る。協力指導，交授授業，合同授業，学年内の習熟度別学習の試みなど。研究教科を中心とした公開授業（全担任） 「総合的な学習の時間」の内容充実 児童や地域の実態に応じた取組の創造と教材の開発。 教育相談の取組 ・家庭の教育力向上を目指した教育相談の窓口開設 開かれた学校づくり，地域ぐるみの教育の推進 学校の情報発信（学校だより，学級通信，ホーム・ページ，各種通信等） 学校自由参観・学校支援ボランティアの拡大 学校運営協議会の取組 学校・家庭・地域が連携した「地域ぐるみの子育て」を推進。 企画推進委員会の活動による学校支援の拡大 学校評価システムの有効的な活用を推進 教職員，児童，保護者，地域，学校運営協議会委員による学校評価 教職員の連携・協力 職種間，職員間の連携・協力を深めるための報告・連絡・相談の励行。 教育環境の整備 安心・安全と調いのある教育環境の実現 	<p>すばらしいものに感動・共感して実践する子どもを育てるための体験的な学習の場を積極的に設定する。</p> <p>「人・社会・自然とのふれあいを通して」</p> <ul style="list-style-type: none"> 読書指導，福祉・ボランティア活動，環境教育 感動体験発表，地域の伝統・文化を生かした取組 集団宿泊行事（山の家，みさきの家，修学旅行） 部活動，その他の体験的な学習 <p>本年度の重点取組（重点目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内研究の活性化を図り，指導力の向上を図る。 「自分の思いを持ち，互いに学びあい高めあう子の育成」 平成〇年〇月〇日 自主研究発表会を実施 学校運営協議会（コミュニティ・スクール） 企画推進委員会（学び・安全・図書・広報）の取組充実 児童の学力向上をめざした取組の創造 「学力向上プロジェクト」を推進する。 学校評価システムの有効活用の推進 大学との「小大連携」の取組 あんしんネットワークの取組推進 学校情報の積極的な発信 各種通信の充実・発信 おやじの会との連携，独自取組の創造 放課後まなび教室の取組開始（後期） 土曜まなび教室の取組開始（後期） 京都府愛鳥モデル校指定。「イカルを守る会」の活動

本年度の研究指定

文部科学省・京都市教育委員会「コミュニティ・スクール推進事業」研究指定 京都市教育委員会「保幼小中連携推進事業」指定 京都府 愛鳥モデル指定校

平成〇〇年度 学校評価年間計画 〇〇〇 学校

学校評価のねらい

		評価の検討と実施	学校運営協議会 学校評議員の会	公表の時期と方法
前期	4	教育指導計画書の作成 学校評価の実施に向けた企画 評価項目の検討	第1回開催 学校教育方針の説明	学校だより（教育方針の発信） 評価年間計画をHPに公表
	5			
	6	休日参観 保護者アンケート 地域の方へのアンケート 児童生徒アンケート		
	7	自己評価の実施		
	8	評価結果の分析 後期方針の検討	第2回開催 学校運営協議会による 評価の実施	学校だより，HPで結果・改善 策を公表
後期	9			
	10	保護者アンケート 地域の方へのアンケート		
	11	研究報告会参加者アンケート		
	12	児童生徒アンケート 保護者アンケート 自己評価		
	1	評価結果の分析 改善策の検討	第3回開催 学校運営協議会による 評価の実施	学校だより，HPで結果・改善 策を公表
	2			
	3	次年度の方針の共通理解	第4回開催 次年度の方針を説明	

自己評価の基礎資料として活用できる指標例

○ 自己評価を行う際には、目標に照らし合わせてどの程度まで達成できたかを知ることが大切です。その指標となるのが、定性的なアンケートであり、定量的な各種データです。ここでは、アンケートをとらなくても実施状況や回数等のデータで実態把握できる指標例を紹介します。

分類	評価項目	評価指標
確かな学力	授業改善	教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の年間指導計画作成と実施状況
		学力定着調査等の分析と活用状況
		基礎基本の内容の徹底状況と発展学習の実施状況
		補充学習の実施状況
		児童生徒による授業アンケート評価結果
		学力向上のための小中連携事業の実施状況
		家庭での学習定着に向けての取組状況
	教育課程	指導目標、指導計画、授業時数などの教育課程の編成・実施の状況
		学級経営計画の策定状況
		年間指導計画や週案の作成状況
		効果的な指導方法や指導形態の工夫
		授業等での外部人材の活用状況
	個に応じたきめ細かな指導	
	総合的な学習の時間	付けようとする学力の明確化の状況
		課題意識若しくは問題意識を喚起し、課題解決のプロセスを考えさせる取組内容の状況
		各教科、他領域との関連付けの状況
		学年進行に伴う質的向上を意識した取組の充実
		地域の自然や伝統文化等の教育資源の活用状況
総合育成支援教育	総合育成支援教育の計画及び個別の指導計画の策定状況	
	校内体制の整備状況	
	配慮を要する児童生徒に対する支援のための研修の実施状況	
	交流学习や共同学習の計画作成と実施状況	
資質向上・指導力	公開・研究授業の実施回数	
	授業改善のための校内研修の実施状況	
	校外での研修の実施状況(計画的な研修活動・自校への反映)	
豊かな心	豊かな心の育成	道徳的実践力の育成・実践を促す指導方法
		道徳的価値の自覚を深める指導方法
		規範意識向上に向けた指導方法
		挨拶運動の推進の状況
		心や体の健康安全への配慮状況
		顧問と学級担任との連携状況
		福祉、ボランティア活動、社会体験等、道徳的実践力を高める取組の状況
		「めざせ100冊！読書マラソン」運動実施状況
		朝の読書活動の取組状況
		学校図書館の計画的利用状況
	生き方探究教育	生き方探究教育で育もうとする資質・能力の設定状況
		知識や技能を活用した体験活動の工夫や取組の状況
		生き方探究教育の視点に立った進路指導の改善状況
		広く地域や社会の教育資源の活用状況
		発達段階に応じたプログラムの開発状況
生き方探究チャレンジ体験事業の取組状況		
人権教育	校内研修の実施状況	
	いじめ等人権に関わる指導の計画と実施状況	
	不登校生徒の把握と情報交換状況	
	豊かな人権感覚に貫かれた学習環境の整備状況	

健やかな体	健康・体力・食育	運動や体力に関する調査の結果の分析と活用状況	
		体力向上のための取組状況	
		家庭への啓発の状況	
	安心・安全	薬物乱用防止教室の実施状況	
		健康診断の実施状況	
		防火防災計画の策定と避難訓練等の実施状況	
		学校保健計画の作成と実施状況	
	基本的な生活習慣	危機管理マニュアル,安全マップ等の作成,活用状況	
		基本的な生活習慣等の実態把握状況	
		基本的な生活習慣定着に向けての取組状況	
	家庭・地域との連携	学校評議員制度 学校運営協議会	家庭への情報発信
			学校評議員,学校運営協議会,企画推進委員会の設置・取組内容 情報発信の状況(学校だより,学校運営協議会だより等の活用)
地域の教育力		自由参観日の設定状況	
		安全に関しての家庭・地域・関係機関との連携状況	
		他の校種との計画的な連携状況	
		ゲストティーチャーなど地域の人材の活用状況	
家庭との連携		保護者アンケート等における満足度や要望,意見の把握状況	
		PTAとの連携協力状況	
		教育相談体制の整備状況	
地域との連携		要望や意見の把握状況	
		地域行事への参加,協力状況	
		地域団体,関係諸機関との連携協力状況	
アンケート評価		保護者等へのアンケートの実施状況	
学校評価(自己評価)		教育指導計画の教職員間における共有状況	
		重点目標等の保護者等への周知	
		年間評価計画の設定状況	
		評価結果の分析と活用状況	
学校評価(学校関係者評価)		評価結果の公表状況	
	学校関係者評価の実施状況		
情報発信	評価結果の公表状況		
	重点的な目標や計画についての情報発信状況		
	学校だより等の発行状況		
組織・体制	いじめ,不登校,問題行動	ホームページの更新状況	
		校内指導,サポート体制の状況	
		校内の生徒指導体制の整備状況	
		生徒指導に関する研修の実施状況	
	組織運営	関係諸機関,近隣の学校等との連携状況	
		学校事故への対応状況	
		学校経営方針,教育目標,重点的な取組等の共通理解状況	
		教育目標達成のための適切な予算編成と執行状況	
		校務分掌の明確化と組織的な取組状況	
		子どもの実態に合った学年・学級経営目標の設定と具体的な取組状況	
		各種会議・委員会の機能状況	
		各種文書,個人情報等の感知状況	
		計画的で効率的な経費執行計画の策定状況	
		会計報告・監査等の状況	
		会議,打合せ等の効率化へ向けた取組状況	
事務処理の効率化に向けた取組状況			
施設・設備管理	教材・教具の整備・管理状況		
	施設・設備の効果的な活用状況(余裕教室,特別教室の有効活用)		
	施設・設備の日常的な点検と管理状況		
	校舎内外の環境美化状況		

平成 年度 京都市立 学校 学校評価表 (中間点検 ・ 年間評価)

	分野	評価項目	評価指標	分析(成果と課題)	改善策
1	確かな学力				
2	豊かな心				
3	健やかな体				
4	学校独自の取組				

25

学校関係者評価	
評価結果	改善に向けた支援策

学校評価表サンプル

平成 年度 京都市立 学校 学校評価表 (中間点検 ・ 年間評価)

分野	評価項目	評価指標	分析(成果と課題)	改善策
1 確かな学力	コミュニケーション能力の育成	児童による学習アンケート調査	コミュニケーション能力の育成については、アンケートで、「相手を見て話せる」という設問に肯定的に回答した児童が8割を超えており、一定の成果が見られる。 総合的な学習の時間では、のべ20人の地域の方に授業を行っていただき、地域に根ざした授業が展開できた。 わかる授業の創造については、教員のアンケートと児童のアンケートで意識の差があることから、更なる授業改善が必要である。	コミュニケーション能力の更なる向上に向け、授業の中で結論と理由を述べる取組をさらに充実させる。 研究授業を増やし、わかる授業の創造に向けて、教員が相互に研修できる機会を充実させる。 地域の方による授業について、その場の指導だけに終わらず、継続的に児童に関わっていただけるような取組を展開する。
	自分の考えを出し合える算数科授業作り	習熟度別授業を年間10時間以上実施		
	総合的な学習の時間の充実	地域の教育資源の活用状況		
	わかる授業の創造	教職員アンケートと児童アンケートによる意識分析		
2 豊かな心	豊かな体験活動の実践	社会体験活動の取組の充実と児童アンケートによる意識調査	体験活動を通じて「新たな発見があった」と感じている児童が9割を超えており、取組の成果が見られる。 言葉づかいについては、保護者アンケートにおいて重要度が高く実現度が低いという結果が出ているのに対し、教職員は重要度は高く実現度も高いという意識の差異が明確になった。 道徳教育については、学年会での共通理解のもと、各教科との関連を図りながら、取り組んでいる。	体験活動で感じたことを、自らの言葉で表現する場を更に充実させていく。 言葉づかいについては、児童会活動を中心として、「マナーアップ週間」を強化し、保護者が取組の成果を実感できるような工夫を図るとともに、学校だより等で家庭への働きかけを積極的に行う。
	望ましい言葉づかいの徹底	教職員・保護者・児童アンケートによる意識分析		
	豊かな心の育成	道徳教育の充実		
3 健やかな体	基本的な生活習慣の確立	朝食の摂取率	朝食の摂取率については、90%以上の児童が摂取していると回答しており、家庭への発信の効果が現れてきたと考えられる。一方で、望ましい生活習慣の確立というアンケート項目では、保護者の重要度の認識において、学力向上に関連する項目よりも相対的に低く、より一層の意識の向上を図る必要がある。 朝マラソンについては、参加する児童が増えてきたところである。部活動については、地域指導者の協力のもと、活性化してきている。	朝食の摂取と睡眠時間の確保の重要性について、保護者への発信をさらに充実させていく。保健室だよりだけでなく、学級通信等でも積極的にトピックとして取り上げていく。 朝マラソンについては、チャレンジカードや表彰制度の導入で、より積極的な児童の参加に取り組んでいく。 部活動では、教員と地域指導者との連携を密にし、より充実した指導内容としていく。
	体力の向上	朝マラソンの充実		
		部活動の充実		
4 学校独自の取組	小中一貫教育の推進	小中合同研修会の実施	小中合同研修会は、今年度から前期・後期各1回ずつ実施することとし、教員の意識改革が進んだ。 食育については、学校運営協議会とも連携し、学校での学びと生活での体験の一致に向けて取組を始めたところである。 HPについては、積極的に更新しているが、閲覧状況が伸び悩んでいる状況がある。	小中合同研修会は、教科ごとの班別研修を計画していく。 食育については、学校運営協議会との連携を一層強化し、地域ぐるみで食についての意識を高め、成果の発信の充実を図る。 HPは、保護者や地域の方に常に最新の情報を提供できるよう、内容の充実を図るとともに、HPを見てもらえるような情報発信を行う。
	食育の推進	栄養教諭による授業の実施		
	情報発信の充実	学校HPの更新状況		

学校関係者評価	
評価結果	改善に向けた支援策
<p>若手の教員が多いなか、算数科を中心に熱心に研修に取り組んでいる様子が伺える。朝食の摂取率については、90%というアンケート結果に満足せず、100%を目指して引き続き取り組んでほしい。朝食を摂取していない児童の日常の様子に気をかけるとともに、保護者へのより一層の働きかけが望まれる。 食育については、学校運営協議会として今年度から協力してきたが、学校とともに取組を総括し、次年度は更なる充実に向けて取り組んでいきたい。ホームページについては、地域の方はよく閲覧しており、情報源として活用しているという声を多く聞く。閲覧状況が伸び悩んでいるのは、保護者の閲覧が少ないのではないかと。</p>	<p>授業改善に向けて、保護者や地域による授業補助が必要であれば、学校運営協議会としても人材確保に協力する。 食育については、企画推進委員会の活動をさらに充実させていき、地域全体の食に対する関心を高めていく。</p>

平成 年度 学校評価実施報告書

京都市立 学校(園) 校 長

1 平成 年度 重点評価項目

--

2 アンケート評価

対 象	実 施 日(期 間)...複数回実施した場合はすべて記載してください
教職員	
児童・生徒	
保護者	
地域・その他()	

3 自己評価

評価日		
評価者・組織(名称)		
プラス面の評価		
マイナス面の評価		
改善方策・意見		
公表日・方法		

4 関係者評価

評価日		
評価者・組織(名称)		
プラス面の評価		
マイナス面の評価		
改善方策・意見		
公表日・方法		

5 総括・次年度の課題

--

1 平成〇年度 重点評価項目

- ・ 友だちに優しい子の育成
- ・ 読書好きな子の育成
- ・ 地域や家庭と連携した取組の推進

2 アンケート評価

対 象	実 施 日(期 間)...複数回実施した場合はすべて記載してください
教職員	平成 年 月 日,平成 年 月 日
児童・生徒	平成 年 月 日,平成 年 月 日
保護者	平成 年 月 日,平成 年 月 日,平成 年 月 日
地域・ <u>その他</u> (学校支援ボランティア等)	平成 年 月 日,平成 年 月 日(学校支援ボランティア)

3 自己評価

評価日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
評価者・組織(名称)	全教職員・学校評価委員会	全教職員・学校評価委員会
プラス面の評価	友だちに優しい子が増えている。(アンケート)	あいさつのできる子が増えてきている。(アンケート)
マイナス面の評価	前年よりも図書貸出し冊数が低学年で減った。本離れがないか確認する必要がある。	高学年になるほど「勉強する子」が少なくなっている。(アンケート)
改善方策・意見	保護者との連携を図りながら読書活動を進める	学習指導の在り方の改善と家庭学習の充実
公表日・方法	平成 年 月 日 学校だよりおよび学校ホームページ	平成 年 月 日 学校だよりおよび学校ホームページ

学校評価表(25ページ)を使用された場合は、報告書に添付し、この欄には「学校評価表参照」と記載していただければ結構です。

4 関係者評価

評価日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
評価者・組織(名称)	学校運営協議会委員 学校評価部会	学校運営協議会委員 学校評価部会
プラス面の評価	教職員と保護者や地域の方の信頼関係が深まった。(アンケート)	学校での挨拶の取組が家庭や地域に広がっている。(アンケート)
マイナス面の評価	地域行事に参加する子どもが少ない。(委員意見, データ)	登校時, 信号無視などきまりを守れない子が増えた。(委員意見)
改善方策・意見	学校からの情報発信と保護者・地域の方の子どもへの働きかけ	ルールを守ることの大切さを指導し, 地域との連携活動を行う
公表日・方法	平成 年 月 日 学校だよりおよび学校ホームページ	平成 年 月 日 学校だよりおよび学校ホームページ

5 総括・次年度の課題

「友達に優しい子」は一定成果が現れている。「読書好きな子」は朝読書や図書館教育の充実, 家庭での習慣付けの呼びかけなどにより効果を挙げたい。「地域や家庭と連携した取組」としては, 学力向上に向けた学習環境づくり, 授業研究の充実, 家庭学習の定着に向けて保護者が参加できる学習予定表に改善する。地域行事は, 子どもの意見も取り入れ, 主体的に参画できるよう学校運営協議会から働きかけ, 又, 交通安全協議会との連携により交通ルールの学習をする。

ホームページへの掲載 [HTTP://www.〇〇〇〇〇〇〇]

おわりに

今般の学校評価ガイドラインの改定では、教育委員会の庁内組織として設置した「評価と支援のあり方プロジェクト」及び学校評価の第三者評価機関として設置している「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」からの意見を踏まえて整理したものです。

また、平成 20 年度「学校評価実践協力校」12 校のメンバーからなるワークショップや慶應義塾大学の指導をいただきました。

なお、今後も、各校の特色ある評価指標や様式等の好事例を収集・発信していきたいと考えています。学校評価を通して創意工夫を凝らした地域ぐるみの学校改善がさらに進み、京都の教育改革のより一層の深化につながることを期待しています。

* 評価と支援のあり方プロジェクト（平成 20 年度、肩書きは当時、敬称略）

【委員】三宅康夫 京都市立紫竹小学校長、長者善高 京都市立修学院中学校長、森 卓也 京都市立東総合支援学校長、永田和弘 京都市教育委員会教育企画監（委員長）、栗原照男 同指導部長（副委員長）、市田佳之 同担当部長、外村耕平 同学校指導課長、庄司尚文 同担当課長、三宅慎一 同担当課長、中村公紀 同担当課長、清水康一 同担当課長、安達敏明 同学力向上推進室長、磯部哲夫 同統括首席指導主事、本間康子 同統括首席指導主事 【ワーキングチーム】北尾恵丈 学校指導課首席指導主事、衛藤明夫 同首席指導主事、河村広子 同首席指導主事、島本由紀 同首席指導主事、今北幸洋 同学力向上推進室副室長、羽田 浩 同初等教育係長、末浪一広 同中等教育係長、関 智也 同担当係長 【オブザーバー】迫田恒夫 指導部顧問、塩尻マユミ 学校指導課参与 【事務局】荒木馨一 学校指導課首席指導主事、堤 右吉 同首席指導主事、牧嶋 徹 同首席指導主事

* 学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会（平成 20 年度、肩書きは当時、敬称略）

天笠 茂 千葉大学教授、加藤 明 京都ノートルダム女子大学心理学部長、小松郁夫 玉川大学教職大学院教授（副委員長）、堀内 孜 京都教育大学大学院連合教職実践研究科長（委員長）、前平泰志 京都大学教授、四方有紀 京都市小学校 P T A 連絡協議会会長、齊藤靖子 公募委員、安西賢一 公募委員、前川美喜子 京都市立深草幼稚園長、平尾節子 京都市立山階小学校長、長谷川 力 京都市立大枝中学校長、北村裕二 京都市立鳴滝総合支援学校長

* 学校評価実践協力校（平成 20 年度）

京都市立紫明小学校、京都市立西陣中央小学校、京都市立高倉小学校、京都市立山王小学校、京都市立大原小学校、京都市立大宅小学校、京都市立嵐山小学校、京都市立向島小学校、京都市立下京中学校、京都市立近衛中学校、京都市立大原中学校、京都市立北総合支援学校

京都市学校評価ガイドライン 第 3 版

「自ら振り返り、互いに高めあう 子どもたちの学校生活をよりよいものに」

発行 平成 21 年 6 月

京都市教育委員会指導部学校指導課【電話 075-222-3747】

〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町 488 番地